



2025 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 出澤 剛
(コード：4689 東証プライム)
問 い 合 わ せ 先 上級執行役員 CFO (最高財務責任者)
坂 上 亮 介
(電話：03-6779-4900)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社（以下「SBG」といいます。）、ソフトバンクグループジャパン株式会社（以下「SBGJ」といいます。）、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）およびAホールディングス株式会社（以下「AHD」といいます。）について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社またはその他の関係会社の親会社の商号等
(2025 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソフトバンクグループ株式会社	親会社	—	62.5	62.5	株式会社東京証券取引所プライム市場
ソフトバンクグループジャパン株式会社	親会社	—	62.5	62.5	—
ソフトバンク株式会社	親会社	0.0	62.5	62.5	株式会社東京証券取引所プライム市場
A ホールディングス株式会社	親会社および主要株主である筆頭株主	62.5	—	62.5	—

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称およびその理由

名 称	ソフトバンク株式会社
その理由	ソフトバンクは、当社の議決権の 62.5%を直接保有する AHD の議決権を NAVER ら (注) とともに 50%ずつ直接保有し、AHD を連結子会社としているため

(注) NAVER Corporation および同社の完全子会社である NAVER J. Hub 株式会社をいいます。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社との関係

①AHD

AHD は、当社の議決権の 62.5%を所有する親会社および主要株主である筆頭株主です。

②ソフトバンク、SBGJ、SBG

ソフトバンク、SBGJ および SBG はそれぞれ当社の議決権の 62.5%を実質的に保有する親会社です。SBG、SBGJ およびソフトバンクは当社の親会社である AHD を通じて当社の議決権を間接的に保有する親会社であり、ソフトバンクは AHD の親会社、SBGJ はソフトバンクの親会社、SBG は SBGJ の親会社です。

(2) 親会社等からの独立性の確保について

当社の営業取引における親会社のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者または当社と資本関係を有しない一般企業との取引となります。

当社の取締役会は、取締役 6 名のうち 4 名を独立社外取締役で構成し、独立性を確保しているほか、取締役会の諮問機関として、当該独立社外取締役 4 名で構成されるガバナンス委員会を設置しており、当該委員会にて、親会社等の関連当事者との取引実施時の意思決定のモニタリング等、取締役会の監督機能を強化するとともに、ガバナンスの更なる向上と、当社少数株主の保護を図るため、当社グループのガバナンス等に関する重要な事項について審議を行っています。

また、親会社の取締役を兼務している当社取締役および親会社から招へいし、親会社の役職員を兼務している取締役はおりません。

以上より、当社の親会社からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

4. 支配株主等との取引等に関する事項

(2025 年 3 月 31 日現在)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	Aホールディングス(株)	東京都港区	100	持株会社	(被所有) 62.5%	自己株式の取得	自己株式の取得(注)	149,953	—	—

(注) 2024 年 8 月 2 日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付の方法により、当社普通株式 386,475,800 株を 1 株あたり 388 円で取得しています。なお、1 株あたりの買付価格は、2024 年 8 月 1 日の終値が 367 円、2024 年 8 月 1 日を基準日とする 1 ヶ月の終値単純平均値が 388 円であることから、相対的に高い価格である 2024 年 8 月 1 日を基準日とする 1 ヶ月の終値単純平均値である 388 円を公開買付価格として決定しています。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社では、「当社およびその親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定め、公正かつ適正な取引の維持に努めています。

また、親会社等との取引のうち、取引金額が一定以上の金額の案件については、事前にガバナンス委員会での審議を実施しています。さらに、ガバナンス委員会の付議対象外の関連当事者取引についても、ガバナンス担当部門が確認を行い、一定の条件に該当する取引は、ガバナンス委員会から授権された常勤の監査等委員である独立社外取締役が、ガバナンス委員会と同様の視点に基づいて、事前確認を実施しています。

以 上